

# 伊勢市コミュニティバス「おかげバス」協賛企業募集中

## ◆ 伊勢市コミュニティバスの運行趣旨

伊勢市コミュニティバス「おかげバス」は、公共交通の不便な地域を中心に6つのルートが設定されており、これにより、高齢者をはじめとする交通弱者の方へ買物・通院等の移動手段が確保できるとともに地域間の交流や市全体の活性化に期待がもたれます。

## ◆ 協賛企業の募集

伊勢市コミュニティバス「おかげバス」は、多くの方々に利用されることが重要であるとともに、利便性を確保し、継続していくためには、多大な財政支出が伴います。

また、財政状況の厳しい今日において、社会的意義の高いコミュニティバスを維持・発展させていくためには事業費の抑制が必要となっています。

つきましては、伊勢市コミュニティバス「おかげバス」の運行趣旨に賛同し、運行を支援して下さる「協賛企業」を募集しております。

協賛企業のお名前は、伊勢市コミュニティバス「おかげバス」の車体や車内に掲載可能で、事業者の方々の地域貢献を市民の皆様にお知らせいたします。

## ◆ 応募資格

広告内容や事業内容が適当でないと認める場合は、お断りする場合がありますので、ご了承下さい。

## ◆ 募集タイプ

### 1 バス車体ステッカー

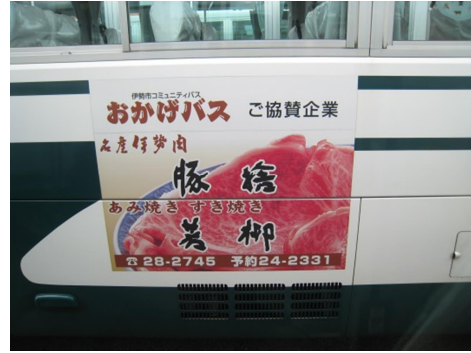
Aタイプ：乗降口側の1枠に付き、協賛金月額20,000円（税別） 縦600×横1,000mm  
※別途ステッカー製作費@15,000円（税別）/1枚が必要です。

Bタイプ：運転席側の1枠に付き、協賛金月額15,000円（税別） 縦600×横1,000mm  
※別途ステッカー製作費@15,000円（税別）/1枚が必要です。

Cタイプ：後部の1枠に付き、協賛金月額15,000円（税別） 縦300×横800mm  
※別途ステッカー製作費@10,000円（税別）/1枚が必要です。



Aタイプイメージ



Bタイプイメージ

## 2 バス車内

Aタイプ：ステッカー 協賛金月額 7,500 円（税別） 縦 150×横 450 mm

※別途ステッカー製作費@6,000 円×5 枚=30,000 円（税別）が必要です。

※車内ステッカーは 1 企業様に付き 5 枚製作し、掲出いたします。

Bタイプ：天井吊下 協賛金月額 4,000 円（税別） 縦 100×横 350 mm

※別途製作費@3,000 円×4 枚=12,000 円（税別）が必要です。

※天井吊下は 1 企業に付き 4 枚製作し、掲出いたします。

Cタイプ：B 3 ポスター 協賛金月額 10,000 円（税別） 縦 364×横 515 mm

※別途製作費@6,000 円×5 枚=30,000 円（税別）が必要です。

※B 3 ポスターは 1 企業に付き 5 枚製作し、掲出いたします。

注) B 3 ポスターは掲出できない車両がございます。



Aタイプ（ステッカー）イメージ



Bタイプ（吊下）イメージ

バス車体ステッカー・バス車内ともデザインは自由にご使用いただけますが、製作の際には素材データを事前にご提供いただく必要があります。

また、複雑なデザイン制作を伴う場合は、別途デザイン制作費をいただく場合がございます。

詳しくはお問合せ下さい。

## ◆ 申込期限

4月1日からのご掲出の場合は、原則3月初旬までのお申し込みが必要です。  
※年度途中からの協賛も可能です。また、翌年度以降の再協賛も可能です。

## ◆ 申込方法

申込をされる企業・事業者の方は電話・FAX・e-mailでご連絡下さい。

ご契約後、三重交通株式会社広告営業部から協賛金・製作費の請求書をお送りさせていただきますので、指定した期日までに金融機関へお振込み下さい。

なお、指定する期日までに協賛金のご入金が無い場合は、協賛の申込みを取り消させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

## ◆ お問い合わせ先

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市都市整備部交通政策課 公共交通係

TEL : 0596-21-5593 / FAX : 050-1704-1924

e-mail : koutsu@city.ise.mie.jp

## 伊勢市コミュニティバス広告掲載基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、伊勢市コミュニティバスに掲載する広告の基準を定めるものとする。

## (掲載基準)

第2条 次の各号に定めるものは、バスに掲載しない。

- (1) 広告表示内容について、法令等、公正取引委員会もしくは各行政機関による指導又は表示に関する公正競争規約等に反するもの
- (2) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無許可商品および粗悪品等の不適切な商品またはサービスを提供するもの
  - ウ 他を誹謗、中傷、または排斥するもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 政治、経済、文化、社会その他の諸問題についての主義主張
  - ク 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
  - ケ 個人または法人の名刺広告
  - コ 社会的に不適切なもの
  - サ 国内世論が大きく分かれているもの
- (3) 消費者被害の未然予防および拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）および根拠のない表示や誤認を招くような表現
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 人材募集広告については、労働基準法その他の関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種、商法または商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (4) 青少年保護および健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿および裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例

または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力またはわいせつ性を連想させ、または想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神または教育に有害なもの
- (5) その他、バスに掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

#### (規制業種・事業者)

第3条 次の各号に定める業種または事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかわるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業務を行うもの
- (12) 民事再生法または会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。